

◎危機管理指針は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況、国や文部科学省の法改正、判断基準等により改正することがある。
授業に関しては前期中は非対面授業を継続し、後期授業から適用する。

レベル	研究活動	授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	事務体制	会議等（研修、説明会を含む）	出張	学外者
0 通常	○制限なし	○対面授業（通常通り）	○制限なし	○通常通り	○制限なし	○制限なし	○制限なし
1	北海道内に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮が必要な場合、もしくは新北海道スタイルの実践段階	○ 対面で実施する場合は、感染拡大防止対策を行うこととする。 ○ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じた座席配置とする。 ○ 前項の基準で実施困難な科目についてはオンライン授業を実施する。	○ 感染防止に最大限配慮した上で、申請された活動内容について許可することがある。	○ 各部署は、感染拡大に最大限配慮して、通常と同様の範囲の業務を行う。	○ 感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の導入も並行する。 ○ 会場の1/2の定員を目安とする。 ○ 間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置する。	○ 緊急事態宣言の対象地域、および感染拡大・観察注意地域への出張禁止。 ○ それ以外の地域については必要最小限とし、感染拡大防止に最大限配慮して行う。	○ 感染拡大に最大限の配慮をして、学外者の訪問に対応。
2	①北海道知事から、週末等の不要不急の外出を控えるよう要請があった場合、または②石狩振興局管内で1日2例以上み短時間不明の新規感染者があり北海道知事から新北海道スタイルの徹底が呼びかけられているとき	○ 対面で実施する場合は、感染拡大防止対策を行うこととする。 ○ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じた座席配置とする。 ○ 感染防止を考慮してオンライン授業を実施する。	○ 非対面での活動を主とするが、感染防止に最大限配慮した上で、感染リスクの低い活動のみ申請により許可することがある。	○ 各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○ 一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。	○ 感染拡大防止に最大限配慮して行うこととする。 オンライン会議やメール会議等の導入を推奨する。 ○ 会場の1/2の定員を目安とする。（最大120人とする。） ○ 間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置する。	○ 緊急事態宣言の対象地域、および感染拡大・観察注意地域への出張禁止。 ○ それ以外の地域については必要最小限とし、感染拡大防止に最大限配慮して行う。	○ 本学関係者以外について、不要不急の訪問を自粛するよう要請。
3	①北海道知事から、緊急事態宣言もしくはアラートが発令され、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合、②北海道あるいは石狩振興局管内が感染拡大注意地域に指定された場合、または③本学関係者の罹患者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	○ 現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限の研究室関係者のみ短時間の立ち入り許可するが、それ以外は自宅で研究活動を行うこと。	○ 対面での活動を全面禁止とする。ただし、非対面での活動のみ許可する。	○ 各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○ 一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。	○ オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 対面が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して概ね20人以下で行うこととする。	○ 原則禁止	○ 本学関係者以外がキャンパスに立ち入らないよう要請。
4	国が、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、北海道知事から、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居室またはこれに相当する場所から外出しないこと、その他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請された場合など	○ 研究室関係者のうち教員（事情によっては大学院生も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の教員 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する教員	○ 対面での活動を全面禁止とする。ただし、非対面での活動のみ許可する。	○ 各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみ行う。 ○ 多くの職員に対して時短勤務、在宅勤務を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。	○ オンライン会議やメール会議等の実施を中心とする。 対面が必要な場合は、感染拡大防止に最大限配慮して概ね10人以下で行うこととする。	○ 禁止	○ 原則として、立入を禁止する。
5	大学を閉鎖せざるを得ない場合	○ 大学機能を最低限維持するため、当該学科主任あるいは研究科主任の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する教員（研究室関係者）のみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。	○ 全面禁止とする。	○ 大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。	○ 会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、オンライン会議又はメール会議により実施する。	○ 禁止	○ 立入を全面禁止とする